

平成31年 議案第2号

みよし市立学校管理規則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

平成31年2月13日提出

みよし市教育委員会教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、共同学校事務室を設置する等のため必要があるからである。

議案第2号 みよし市立学校管理規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、共同学校事務室の設置に係る改正を行うとともに、字句の整理を行うもの。

【内 容】 1 共同学校事務室の設置及び組織に関する事項を明記（第25条第1項から第5項まで及び別表関係）

2 字句の整理（「事務に従事する。」から「事務をつかさどる。」（第23条表）、「主事」から「主任」（第24条第2項）、「事務をつかさどる。」から「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」（第24条第3項））

【施行期日等】 平成31年4月1日から施行する。

みよし市立学校管理規則の一部を改正する規則

みよし市立学校管理規則（昭和33年三好町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条の表事務職員の項中

「

主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。

」

を

「

主任	上司の命を受け、事務をつかさどり、一部の事務を整理する。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

」

に改める。

第24条第2項中「主事」を「主任」に改め、同条第3項中「事務をつかさどる」を「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改める。

第25条の見出しを「共同学校事務室」に改め、同条第1項中「複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織(以下「共同実施組織」という。)」を「市内中学校を、中学校区を基本として指定する共同実施ブロックに区分し、いずれか1の学校に共同学校事務室」に改め、同条第2項中「共同実施組織」を「前各項に定めるもののほか、共同学校事務室」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 共同実施ブロックの名称及び構成校については、別表のとおりとする。
- 3 共同学校事務室の運営責任者として室長を置き、室長以外の事務職員を室員とする。
- 4 室長は、当該ブロックの総括事務長をもって充て、愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が発令する。ただし、当該ブロックに総括事務長がいなかった場合には、適当と認める者に愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が発令する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第25条関係）

共同実施ブロックの名称	構成校
北ブロック	北部小学校、三好丘小学校、緑丘小学校、黒笹小学校、北中学校、三好丘中学校
南ブロック	中部小学校、南部小学校、天王小学校、三吉小学校、三好中学校、南中学校

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

改正案			現行																																				
(事務職員等) 第23条 学校に、次の表に掲げる事務職員等を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td rowspan="5">事務職員</td><td>総括事務長</td><td>上司の命を受け、事務を総括処理する。</td></tr><tr><td>事務長</td><td>上司の命を受け、事務を処理する。</td></tr><tr><td>主査</td><td>上司の命を受け、事務を整理する。</td></tr><tr><td>主任</td><td>上司の命を受け、事務をつかさどる。</td></tr><tr><td>主事</td><td>上司の命を受け、事務をつかさどる。</td></tr></table> 学校栄養職員の項 略 (事務主任) 第24条 略 2 事務主任は、主任のうちから教育委員会が命ずる。 3 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 (共同学校事務室) 第25条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備及び効率化並びに学校経営に関する支援を行うため、市内小中学校を、中学校区を基本として指定する共同実施ブロックに区分し、いずれかの学校に共同学校事務室を置くことができる。 2 共同実施ブロックの名称及び構成校については、別表のとおりとする。 3 共同学校事務室の運営責任者として室長を置き、室長以外の事務職員を室員とする。 4 室長は、当該ブロックの総括事務長をもって充て、愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が発令する当該ブロックに総括事務長がいない場合には、適当と認める者に愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が発令する。 5 前各項に定めるもののほか、共同学校事務室の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 別表(第25条関係) <table><tr><th>共同実施ブロックの名称</th><th>構成校</th></tr><tr><td>北ブロック</td><td>北部小学校、三好丘小学校、緑丘小学校、黒笹小学校、北中学校、三好丘中学校</td></tr><tr><td>南ブロック</td><td>中部小学校、南部小学校、天王小学校、三吉小学校、三好中学校、南中学校</td></tr></table>			区分	職名	職務	事務職員	総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。	主査	上司の命を受け、事務を整理する。	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。	共同実施ブロックの名称	構成校	北ブロック	北部小学校、三好丘小学校、緑丘小学校、黒笹小学校、北中学校、三好丘中学校	南ブロック	中部小学校、南部小学校、天王小学校、三吉小学校、三好中学校、南中学校	(事務職員等) 第23条 同左 <table><tr><th>区分</th><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td rowspan="5">事務職員</td><td>総括事務長</td><td>上司の命を受け、事務を総括処理する。</td></tr><tr><td>事務長</td><td>上司の命を受け、事務を処理する。</td></tr><tr><td>主査</td><td>上司の命を受け、事務を整理する。</td></tr><tr><td>主任</td><td>上司の命を受け、事務をつかさどる。</td></tr><tr><td>主事</td><td>上司の命を受け、事務に従事する。</td></tr></table> 同左 (事務主任) 第24条 略 2 事務主任は、主事のうちから教育委員会が命ずる。 3 事務主任は、校長の監督を受け事務をつかさどる。 (共同実施組織) 第25条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備及び効率化並びに学校経営に関する支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織(以下「共同実施組織」という。))を置くことができる。 2 共同実施組織の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。			区分	職名	職務	事務職員	総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。	主査	上司の命を受け、事務を整理する。	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
区分	職名	職務																																					
事務職員	総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。																																					
	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。																																					
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。																																					
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。																																					
	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。																																					
共同実施ブロックの名称	構成校																																						
北ブロック	北部小学校、三好丘小学校、緑丘小学校、黒笹小学校、北中学校、三好丘中学校																																						
南ブロック	中部小学校、南部小学校、天王小学校、三吉小学校、三好中学校、南中学校																																						
区分	職名	職務																																					
事務職員	総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。																																					
	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。																																					
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。																																					
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。																																					
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。																																					

平成31年 議案第3号

みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する
規則について

上記の議案を提出する。

平成31年2月13日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第3号 みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 平成30年度第2回みよし市個人情報適正管理委員会において、全庁的に性的マイノリティ（LGBT等）の方への配慮を行う方針が決定されたことに伴い、資料館入館手続において入館者が記入する資料館利用者名簿の性別欄を削るとともに、利用者の集計方法を石川家住宅と統一するために様式を改める。

【内 容】 様式第1号の改正（第6条関係）
「住所」に「市内・県内・県外」の区分を設け、「氏名」を「大人」、「子ども」に分け、人数を記載する。
「性別」、「年齢」、「職業」、「備考」を削る。

資料館利用者名簿

月 日	住所（該当するものを○で囲む）	大 人	子 ども（中学生以下）
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人
	みよし市内・愛知県内・県外	人	人

【施行期日】 平成31年4月1日

みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則（昭和56年三好町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）。

資料館利用者名簿

月 日	住所（該当するものを○で囲む）	大 人	子ども（中学生以下）
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人
	みよし市内 ・ 愛知県内 ・ 県外	人	人

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案

様式第1号 (第6条関係)
資料館利用者名簿

月 日	住所 (該当するものを○で囲む)	大 人	子ども (中学生以下)
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△
	みよし市内・愛知県内・県外	△	△

現行

様式第1号 (第6条関係)
資料館利用者名簿

月 日	氏 名	性別	年齢	住 所	職 業	備 考